

利用上の注意

- 1 本文中の人口動態は、平成 19 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)、外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)及び戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)の規定に基づく出生・死亡・転入・転出の届出等により集計したものです。
- 2 本文中の出生数及び死亡数は、毎月 1 日現在の推計人口を算出するために届出日を基準に集計したもので、人口動態調査(指定統計第 5 号、厚生労働省所管)によって把握された出生数及び死亡数とは一致しません。
- 3 市内移動の転入、転出には、同一区内での移動は含みません。
- 4 増加率及び割合(構成比)については、四捨五入のため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。
- 5 増加率は、原則として 1 月 1 日現在の推計人口に対するその年の増加数の割合を百分率(%)で表しています。ただし、出生率、死亡率及び自然増加率については、他の統計調査結果と比較しやすいように、人口 1,000 人に対する割合(人口千対)を用いた場合があります。
- 6 本文中で用いている地域で、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県 の 1 都 3 県をまとめて「東京圏」として集計したところがあります。

また、東京都及び神奈川県については、さらに次の細区分により集計したところがあります。

 - (1) 東京都
 - 東京都区部 : 23 特別区
 - 東京都下 : 23 特別区を除く都内の市町村
 - (2) 神奈川県
 - 川崎市 : 川崎市(川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区)
 - 横須賀三浦地区 : 横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡(葉山町)
 - 県央地区 : 相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡(愛川町、清川村)
 - 湘南地区 : 平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、高座郡(寒川町)、中郡(大磯町、二宮町)
 - 県内その他 : 小田原市、南足柄市、足柄上郡(中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)、足柄下郡(箱根町、真鶴町、湯河原町)、津久井郡(城山町、藤野町)

※ 城山町、藤野町は平成 19 年 3 月 11 日に相模原市と合併しましたが、今回の集計では津久井郡として標記しています。
- 7 本文中の平成 20 年 1 月 1 日現在の年齢別人口は、平成 17 年国勢調査の結果数値を基礎として算出された平成 19 年 1 月 1 日現在年齢別人口に、平成 19 年 1 月～12 月中の住民基本台帳及び外国人登録の年齢別人口動態を加減して集計したものです。

なお、年齢不詳は、国勢調査結果であり、中間年次の増減はありません。